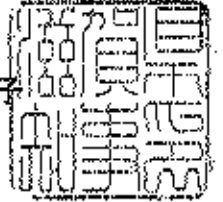


滋 賀 再 第 1 3 号  
平成 23 年(2011 年)1 月 14 日

岐阜県知事 古田 肇 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

平成 22 年 10 月 14 日付け地環第 518 号の 4 で依頼のありましたこのことについて、別添のとおり米原市長の意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

(ウインドパーク南伊吹風力発電事業 (仮称) に係る環境影響評価方法書)

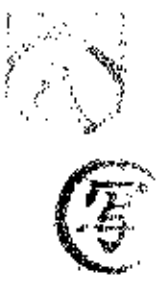
意 見 等

【動物 (猛禽類)】

事業予定地西側の滋賀県域には、イヌワシ等の猛禽類が生息し、事業地付近まで飛来している可能性がある。このため、猛禽類の調査方法については、滋賀県域から飛来する猛禽類の有無が確認でき、かつ、飛来が認められる場合は、その状況が把握できるものとする事。

調査および予測の結果、事業の実施が、滋賀県域に生息する猛禽類にとって大きな影響を及ぼす可能性がある場合は、専門家の助言を得ながら適切な環境保全措置を講じること。





米 環 保 第 215 号  
平成 22 年(2010 年)12 月 24 日

岐阜県知事 古田 肇 様

滋 賀 県 米 原 市 長 泉 峰



環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

平成 22 年 10 月 14 日付け地環第 518 号の 3 で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

(ウインドパーク南伊吹風力発電事業 (仮称) に係る環境影響評価方法書)

意 見 等
<p>◎表 3. 2-25 特定工場において発生する騒音の規制基準 (滋賀県) について            ……本市区域内は、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成 19 年 3 月 20 日米原市告示第 58 号) により規制基準を定めております。</p>
<p>◎表 3. 2-26 自動車騒音の限度について            ……本市区域内は、「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定」(平成 19 年 3 月 20 日米原市告示第 58 号) により区域区分の指定をしております。</p>
<p>◎表 3. 2-29 特定工場において発生する振動の規制基準 (滋賀県) について            ……本市区域内は、「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 19 年 3 月 20 日米原市告示第 60 号) により規制基準を定めております。</p>
<p>◎表 5. 3-18 調査の方法 (景観) について            本市区域集落等からの視認性の有無についての検証を行い、視認できる場所がある場合は、その景観の変化についての調査予測をしてください。</p>
<p>◎その他            本市区域において、環境影響評価を実施するに当たっては、その作業により影響を受ける住民等および本市に事前に作業内容を連絡して実施してください。</p>





水環第 69 号  
平成 22 年 12 月 22 日

岐阜県知事 古田 肇 様

関ヶ原町長 浅井健太郎



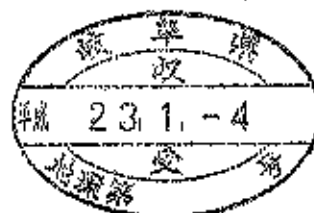
環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

平成 22 年 10 月 14 日付け地環第 518 号の 2 で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

（ウィンドパーク南伊吹風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価）

意見等
・ 作業用車両の通行による町道等の補修対策及び周辺住民への交通安全対策
・ 林道（下土林道）使用による維持補修及び周辺の防災管理・造成工事による濁流対策（水源地上流のため）の徹底
・ 地域住民、関係機関への説明会の開催、実施地区への視察会等の開催
・ 設置箇所周辺での野生生物（猪・鹿・猿等）への生態的影響及び生息地の移動による二次的な集落への影響調査等





環衛 第 887 号

平成22年12月24日

岐阜県知事 古田 肇 様

大垣市長 小川



環境影響評価方法書に係る意見について

平成22年10月14日付け地環第518号で照会のありましたことについては次のとおりです。

(ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書)

意見等

<騒音・振動について>

騒音等の測定の実施頻度について、「2回(平日・休日)の測定を実施。年間で平均的な様相を呈すると考えられる一日を選定する」とあるが、季節ごとの様相も考慮し春夏秋冬の季節ごとに平日・休日それぞれ選定し計8回以上の測定を実施されたい。

騒音・振動の測定地点について風力発電施設設置地点に近い場所に限定せず、設置予定地点からの眺望、土地の形状等考慮し複数地点で実施することが望ましいと考える。例えば、上石津地域事務所や多良小学校・緑の村公園なども測定地点に考慮し併せて低周波騒音も測定されたい。

低周波騒音などの測定については、調査や評価は困難な面があるが、今後法規制及び規制基準が定められることも考えられるため、その時に対応できるよう十分な監視データを蓄積し専門家等の意見も聴きながら測定を実施されたい。

<土壌について>

掘削工事により発生する土砂についても、環境基準を超過するもの(自然由来物質含む)については、廃棄物として適正に処理されたい。

<裏面へ>



<水質について>

公共用水域における浮遊物質（SS）の測定について、降雨時は工事濁水以外の濁水が大きく影響することが予想されるため、降雨時の測定回数より、晴天時の測定回数を多くされたい。また、コンクリートを多量に使用されるため、測定項目に水素イオン濃度（pH）を追加されたい。

<生態系について>

上石津地域は動植物をはじめとする生態系についても十分な解明がなされていないと考えられる地域である。そのため、生態系に関する調査・評価については十分な時間をかけ地域住民、専門家等の意見も聞き柔軟に対応されたい。

<景観について>

眺望点を増やし、場所の違いによる眺めを検証されたい。（例えば景観遺産からの眺望など）